

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成 21 年 3 月 21 日 (土) 13:30 ~ 18:00

| | | | |
|---|--|----|---------------------------|
| 会議名 | 越谷市自治基本条例審議会 第 9 回会議 | 場所 | 越谷市役所 本庁舎 5 階 第 1 委員会室 |
| 件名 議題 | 1 開会 2 協議事項 (1) 答申 (案) について ア 答申書の構成について イ 条例案の内容について ウ 条例の名称について 案 1 越谷市自治基本条例 案 2 越谷市まちづくり基本条例 案 3 越谷市自治のまちづくり基本条例 3 その他 (1) 今後の日程について 4 閉会 | | |
| 資料等 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 出席者 | 出席委員 櫻井 (慶) 会長、佐々木副会長、有元委員、飯島委員、池島委員、伊東委員、伊藤委員、植竹委員、宇佐美委員、大熊委員、小川委員、加藤委員、亀井委員、高橋委員、田部井委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、樋口委員、帆苅委員、松本委員、山口委員、渡邊委員、江利川委員 (24 名) 欠席委員 小河原委員、越野委員、櫻井 (隆) 委員、森木委員、原田委員 (5 名) 事務局 大島企画部長、鈴木企画部副部長、立澤企画課長、中山企画課副主幹、田中同副主幹、青山同主査、野沢同主任、水口同主事、斉藤同主事、鈴木同主事 (10 名) 支援者 特定非営利活動法人越谷 N P O センター (4 名) 傍聴者 1 名 | | |
| 内 容 | 別紙 会議録 (要旨) のとおり | | |
| 合意・決定事項 ・答申 (案) について、【資料 1】のとおり、「1 条例制定の背景と意義」、「2 条例案の構造」、「3 条例案」、「4 今後の取組みへの期待」及び「逐条解説」等で構成することとした。 ・条例案の構造について、第 1 章から第 3 章までを「総論」とし、第 4 章から第 6 章までを「各論」として整理した。 ・条例案の第 1 3 条 (議会の役割と責務) の第 4 項について、素案の文言から「自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、」という語句を削除した。 ・条例案の第 1 9 条 (財政運営) の第 1 項について、素案の文言から「必要に応じて」という語句を削除した。 ・条例案の名称を「越谷市自治基本条例」とした。 ・答申書については、会長、副会長が 3 月 3 0 日 (月) に市長へ提出することとした。 | | | |

会議録（要旨）

1 開会（企画部長）

- ・櫻井会長が挨拶を行った。
- ・本日の署名委員の確認をした（渡邊委員、江利川委員、有元委員）。

2 協議事項

（1）答申（案）について

- ・運営・調整委員会委員長及び事務局が、【資料1】（自治のあり方の基本的事項を定める条例の制定に関する事項について（答申）《案》）に基づき、これまでの経過及び内容について説明を行った。

ア 答申書の構成について

（会長）答申書の構成について、ご意見、ご質問はありますか。

（A委員）よくまとまっていると思います。

（会長）条例案の構造について、素案の段階では第1章と第2章を「総論」とし、第3章から第6章までを「各論」としていましたが、答申案では、第1章から第3章までを「総論」とし、第4章から第6章までを「各論」として整理しています。特にご異論がないようでしたら、答申書の構成については、【資料1】のとおりということによろしいでしょうか。

- ・会長が各委員に確認し、委員全員が了承した。

合意・決定事項

- ・答申（案）について、【資料1】のとおり、「1 条例制定の背景と意義」、「2 条例案の構造」、「3 条例案」、「4 今後の取り組みへの期待」及び「逐条解説」等で構成することとした。
- ・条例案の構造について、第1章から第3章までを「総論」とし、第4章から第6章までを「各論」として整理した。

イ 条例案の内容について

（会長）前文について、ご意見、ご質問はありますか。

（B委員）より良い前文になっていると思います。

（会長）続きまして、第1章について、ご意見、ご質問はありますか。

（C委員）第3条（主な用語の定義）にある「市長等」という語句は、市民に分かりやすいのか疑問です。「行政」という言葉のほうが市民には馴染んでいると思います。

（委員長）運営・調整委員会でも同様のご意見がありましたが、「行政」という語句は作用を意味する概念であることから、「行政」という語句を主語で使用する場合は、「市長等」という語句で整理しています。また、逐条解説では「市長等」という語句を使用した理由について記述しています。なお、事務局に確認したところ越谷市の既存の条例の中に「行政」を主語としているものはないとのことですので、ご理解いただければと思います。

（会長）続きまして、第2章、第3章について、ご意見、ご質問はありますか。

（会長）第2章、第3章については、特にご意見等ないようですので、次に第4章、第5章についてご意見、ご質問はありますか。

（D委員）第10条（市民の権利）にある「子ども」とは、18歳未満の市民のことだと思いましたが、「子ども」という表現より「未成年」などの表現の方が分かりやすいと思います。

（委員長）いわゆる「子どもの権利条約」でも、「子ども」を18歳未満としています。また、「子ども」を18歳未満とした理由については、逐条解説に記述しています。

（F委員）逐条解説で説明してあれば、「子ども」のままの表現で問題ないと思います。

- (G 委員) 第 1 2 条 (地域コミュニティ組織と市民活動団体) に関連して、自治会の問題は、特に重要だと思ひます。
- (会 長) 第 5 章の第 1 3 条 (議会の役割と責務) の第 4 項については、運営・調整委員会から二つの案が提案されています。案 1 については、「素案の通り」という第 1 部会と第 2 部会の考え方です。案 2 については、第 3 部会の考え方、いわゆる議会基本条例の制定は議会に委ねるべきであり、「自らの権利や責務に関する基本的な条例を定め、」という部分を削除するというものです。この部分を削除することにより、議会基本条例の制定後も「議会の役割とそのあり方を明確にするよう」引き続き務めるという考え方です。2 つの案について、皆さんで議論していただき、採決したいと思ひます。
- (H 委員) 案 2 に賛成です。今後、議会基本条例が制定された場合には、この項が削除となる可能性もあると思うからです。
- (I 委員) 案 2 に賛成です。議会基本条例の制定については、議員の皆さんの判断に委ねるべきだと思ひます。
- (J 委員) 案 1 に賛成です。ぜひ議会基本条例を制定してもらいたいという考えからです。
- (K 委員) 案 1 に賛成です。答申後の議会の審議で、この項目がどうなるかは分かりませんが、審議会の答申として残すことに意義があると思ひます。
- (L 委員) 案 2 に賛成です。議会が必要性感じれば制定すれば良いと思ひます。
- (M 委員) 案 1 に賛成です。市民の議会に対する期待を込めている条文だと思ひます。
- (N 委員) 案 2 に賛成です。議会の議員は、選挙で選ばれています。議会が自ら判断することだと思ひます。
- (O 委員) 案 2 に賛成です。議会の役割は、地方自治法に明記されています。市民の期待にどのように応えるかは議員の判断に委ねるべきだと思ひます。
- (P 委員) 当初は、この第 4 項を残すか、削除するかの議論をしていました。「議会の役割とそのあり方を明確にするよう」という語句を残すことで、審議会の“思い”は伝わると考えます。
- (会 長) では、議論も出尽くしたようですので、採決したいと思ひます。

| | | |
|------------|----------|-------|
| ・会長が採決をした。 | 案 1 のとおり | 5 名 |
| | 案 2 のとおり | 1 7 名 |
| | 第 4 項を削除 | 0 名 |
| | 棄権 | 1 名 |

- (会 長) 第 1 3 条の第 4 項については、案 2 のとおり、第 4 項にある議会基本条例の制定を求める語句について、素案の文言から「自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、」の箇所を削除することにします。
- (会 長) 第 5 章のその他の条文について、ご意見、ご質問はありますか。
- (Q 委員) 第 2 1 条 (組織) の第 1 項の条文については、「機能的であるとともに」を「機能的であるよう常に見直すとともに」の方が良いと思ひます。
- (委員長) 第 2 項で見直すことを規定しています。
- (S 委員) 第 1 9 条 (財政運営) について、【逐条解説】の意味がよくわかりません。市の財政の中で自主財源と依存財源の割合はどの程度なのでしょう。
- (事務局) 自主財源が約 7 2 %、依存財源が約 2 8 % です。
- (T 委員) 自主財源が主な財源であり、依存財源は国や県の交付金等のことです。これは安定的ではないだろうということです。
- (事務局) 依存財源の割合は減ってきています。この傾向は、今後も続くと思ひます。
- (U 委員) 市の財政は、国の制度等の影響を受けます。自主財源を活用することは当然ですが、国や県に対しても主張すべきことはしっかり主張してほしいと思ひます。

- (V委員)まず、自主財源をしっかりと確保した上で、国や県などに財源移譲を働きかけるべきと考えます。
- (W委員)自主財源の確保には最大限努力してほしいと思いますが、国や県が責任を負う部分もあると思います。第19条第1項にある「必要に応じて」という表現で良いのでしょうか。
- (X委員)「必要に応じて」とは、「常に」ではないという意味です。
- (A委員)国や県と市は対等であるはずですが。
- (B委員)「必要に応じて」という語句を削除したらどうでしょうか。
- (会長)それでは、「必要に応じて」という語句を削除することによろしいですか。
- ・会長が各委員に確認し、委員全員が了承した。
- (会長)第6章について、ご意見、ご質問はありますか。
- (C委員)第27条(住民投票)ですが、「地方自治法第74条の規定の例による」と条文にあっても、これを読む市民には、分かりにくいと思います。
- (D委員)第27条の第3項の表現は、この条例の他の条文と比較しても違和感があります。しかし、これは条例を正しく運用していくためには、やむを得ないと思います。
- (E委員)条文については、このような記述でもやむを得ないと思いますが、【逐条解説】に手続きの流れを分かりやすく示したほうが、親切だと思います。
- (会長)第7章について、ご意見、ご質問はありますか。
- (F委員)推進会議の委員構成も条文に盛り込むべきだと思います。
- (委員長)附属機関として位置付けているので、別に定める「設置条例」の中で規定する方法と、この条例で規定する方法があります。
- (会長)委員構成などについては、まだ、議論が不十分だと思います。答申をもって私たち委員の任期は満了になりますが、答申後、有志で集まり検討する方法もあると思います。
- (事務局)推進会議については、まだ十分な議論がされていないと感じます。会長からの提案がありましたが、今後、ワークショップ等で意見を出していただければ、それらの意見を設置条例に反映することが出来ると思います。
- (会長)他にご意見等ないようでしたら、条例案についての協議は、ここまでとします。

合意・決定事項

- ・条例案の第13条(議会の役割と責務)の第4項について、素案の文言から「自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、」という語句を削除した。
- ・条例案の第19条(財政運営)の第1項について、素案の文言から「必要に応じて」という語句を削除した。

ウ 条例の名称について

- ・運営・調整委員会委員長が、【資料2】(条例の名称について)に基づき、内容について説明を行った。
- (会長)条例案の名称について、協議したいと思います。まず、案1「越谷市自治基本条例」、案2「越谷市まちづくり基本条例」、案3「越谷市自治のまちづくり基本条例」の3案についてご意見をいただいた後、採決したいと思います。1回で過半数にならない場合は、2つの案に絞った後、再度採決をします。
- (H委員)最高規範であるこの条例の性質を考えると、案1が良いと思います。
- (M委員)「まちづくり」という言葉は、親しみやすいので、案2が良いと思います。
- (T委員)市民の皆さんに“自治基本条例”という名称が浸透してきているので、案1が良いと思います。
- (S委員)案3が良いと思います。この条例については、まだ、知らない市民が沢山います。3つの中で一番分かりやすいと思います。
- (E委員)自治基本条例という言葉は分かりにくいと思います。案3が良いと思います。

(P 委員) 名称は、市民の皆さんに興味をもってもらえるものが良いと思います。案 3 が良いと思います。
(A 委員) 案 4 として、「越谷市まちづくり自治基本条例」を提案します。
(会 長) では、4 つの案で採決したいと思います。

- ・ 会長が採決をした。 1 回目 案 1 「越谷市自治基本条例」のとおり 1 0 名
案 2 「越谷市まちづくり基本条例」のとおり 1 名
第 3 「越谷市自治のまちづくり基本条例」のとおり 9 名
案 4 「越谷市まちづくり自治基本条例」のとおり 2 名
棄権 1 名
- 2 回目 案 1 のとおり 1 3 名
案 3 のとおり 1 0 名

合意・決定事項

- ・ 条例案の名称を「越谷市自治基本条例」とした。

3 その他

(1) 今後の日程について

- ・ 答申書については、会長、副会長が 3 月 3 0 日 (月) に市長へ提出することとした。

4 閉会 (副会長)

この会議録は、会議内容と相違ないことをここに認め署名する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

越谷市自治基本条例審議会

署名委員

| |
|---------|
| 渡 邊 八 十 |
| 江利川 喜 一 |
| 有 元 友 和 |